

資料 2 - 2 - 3

令和元年11月19日 風力部会資料

(仮称) 輝北風力発電事業 I 更新計画

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和元年8月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年6月12日(水)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告(別紙1参照)

下記日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・令和元年6月12日(水)付 南日本新聞(朝刊:7面)

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ(別紙2参照)

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・令和元年6月13日(木)発行 広報かのや お知らせ版

③ インターネットによるお知らせ

令和元年6月12日(水)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・鹿児島県のウェブサイト(別紙3-1参照)

・鹿屋市のウェブサイト(別紙3-2参照)

・垂水市のウェブサイト(別紙3-3参照)

・霧島市のウェブサイト(別紙3-4参照)

・(株)ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト(別紙3-5参照)

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

鹿児島県庁：環境林務部環境林務課

鹿屋市役所：本庁 1 階ロビー、輝北総合支所 1 階応接室

垂水市役所：牛根支所ロビー

霧島市役所：行政棟 2 階環境衛生課前(※)、福山総合支所ロビー

※公告時の「本館四階情報公開コーナー」から変更

② インターネットの利用による縦覧

・(株) ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト

<http://eeh-development.com/kihoku-koshin/>

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：令和元年 6 月 12 日（水）から 7 月 11 日（木）まで

（土・日曜日、祝日を除く。）

・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、鹿児島県、鹿屋市、垂水市、霧島市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3-1～3-5 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 鹿屋市

- ・ 開催日時：令和元年6月24日(月) 19:00～21:00
- ・ 開催場所：輝北総合支所2階大会議室A(鹿児島県鹿屋市輝北町百引3914)
- ・ 来場者数：4名

② 垂水市

- ・ 開催日時：令和元年6月23日(日) 10:00～12:00
- ・ 開催場所：牛根地区公民館(鹿児島県垂水市二川553-1)
- ・ 来場者数：8名

③ 霧島市

- ・ 開催日時：令和元年6月23日(日) 15:00～17:00
- ・ 開催場所：西北之原地区公民館(鹿児島県霧島市福山町福山4713-2)
- ・ 来場者数：1名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和年6月12日（水）から7月25日（木）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

合計で1件の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市 A 氏

意見	一般の意見	事業者の見解
1	<p>■1. コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。しかし風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告(*)によれば、実態把握サイト(風力発電施設10サイト)におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。</p> <p>コウモリ類の出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。益獣が減れば住民に不利益が生じる。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>*平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p>	<p>生態系におけるコウモリの重要性や希少性を認識した上で、専門家等からの助言を踏まえながらコウモリに関する調査及び予測を行い、風力発電設備への衝突事故等による重大な環境影響を回避できるよう環境保全措置について検討いたします。</p>
2	<p>■2. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p>	<p>生態系におけるコウモリの重要性や希少性を認識した上で風力発電所の更新を行ってまいります。方法書 P. 6-38~6-46 に記載した方法で、現地におけるコウモリの生息状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、事業による重大な影響が懸念される場合には、専門家の意見等を取り入れながら、適切な保全措置を検討いたします。</p>
3	<p>■3. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。</p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>方法書 P. 6-38~6-46 に記載した方法で、現地におけるコウモリの生息状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、事業による重大な影響が懸念される場合には、専門家からの意見等を取り入れながら、適切な保全措置を検討いたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

4	<p>■4. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」</p> <p>大臣、知事、本事業者である「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先の「いであ株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する（させる）」つもりが本当にあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。繰り返すが、益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p>	<p>方法書 P. 6-38～6-46 に記載した方法で、現地におけるコウモリの生息状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、事業による重大な影響が懸念される場合には、専門家からの意見等を取り入れながら、適切な保全措置を検討いたします。</p>
5	<p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>採用する風力発電機については現時点では未定となっております。</p>
6	<p>■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？</p>	<p>採用する風力発電機については現時点では未定となっております。</p>
7	<p>■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>採用する風力発電機については現時点では未定となっております。</p>
8	<p>■8. 「環境保全措置」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものと、環境影響評価法の基本的事項に定められており、弊社もそのように認識しております。</p>
9	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺す（住民に不利益が生じる）まで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>保全措置については、方法書 P. 6-38～6-46 に記載した方法での現地調査により得られたコウモリの出現状況等を基に、専門家の方からの助言も踏まえながら検討いたします。</p>
10	<p>■10. 「事後調査」の定義について</p> <p>事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>事後調査は、「選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等においては環境への影響の重大性に応じ、代償措置を講ずる場合においては当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、当該事業による環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査」と環境影響評価法の基本的事項に定められており、弊社もそのように認識しております。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

11	<p>■11.「事後調査」の定義について2</p> <p>念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>事後調査は、環境影響評価の不確実性を補う等の観点から位置付けられており、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討することとされています。また、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加や見直しを検討する必要があると認識しています。</p>
12	<p>■12.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>予測に不確実性を伴うことを理由に環境保全措置を検討しなくてよいとは考えておりません。</p>
13	<p>■13.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</p>	<p>方法書 P. 6-38～6-46 に記載した方法で調査を実施し、現地におけるコウモリの生息状況の把握に努めます。その結果を踏まえて、コウモリ類への影響の回避・低減を検討いたします。</p>
14	<p>■14.「回避」と「低減」の言葉の定義について1</p> <p>「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のように考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

15	<p>■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2</p> <p>事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>ライトアップを実施しないことにより、誘引される昆虫類が減少すれば、それらを捕食するコウモリ類の誘引及びバットストライクのリスクも減少（低減）すると考えられることから低減措置と認識しております。なお、行為（ライトアップ）を実施しないことと影響の回避とは意味合いが異なるものと考えます。</p>
16	<p>■16. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ご指摘頂いた点も含め、今後も新たな知見の収集に努め、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
17	<p>■17. 回避措置（ライトアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご指摘頂いた点も含め、今後も新たな知見の収集に努め、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
18	<p>■18. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>保全措置につきましては、方法書P. 6-38～6-46に記載した方法で現地調査を行い、得られたコウモリ類の出現状況を基に、専門家の意見等を取り入れながら検討してまいります。</p>
19	<p>■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>ご指摘頂いた点も含め、今後も新たな知見の収集に努め、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
20	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>益獣が減れば住民に不利益が生じる。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>ご指摘頂いた点も含め、今後も新たな知見の収集に努め、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

21	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>ご指摘頂いた点も含め、今後も新たな知見の収集に努め、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
22	<p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>現地調査に基づく影響の予測・評価を行ったのち、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を検討し、実施いたします。事後調査については、①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、③工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、④代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合、と4つに該当する場合に調査を行うものと発電所アセス省令に定められており、環境保全措置の内容を検討の上、上記に該当する場合には、事後調査の手法等について検討いたします。</p>
23	<p>■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>現地調査に基づく影響の予測・評価を行ったのち、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を検討し、実施いたします。事後調査については、①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、③工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、④代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合、と4つに該当する場合に調査を行うものと発電所アセス省令に定められており、環境保全措置の内容を検討の上、上記に該当する場合には、事後調査の手法等について検討いたします。</p>
24	<p>■24. コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけません。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>生態系におけるコウモリの重要性や希少性を認識した上で風力発電所の更新を行ってまいります。方法書P. 6-38～6-46に記載した方法で、現地におけるコウモリの生息状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、事業による重大な影響が懸念される場合には、専門家の意見等を取り入れながら、適切な保全措置を検討いたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

25	<p>■25. コウモリ類の音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドブラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>音声による種の同定に課題があることは認識しており、確実に同定できないものについては、周波数解析はソナグラムの型に分けて調査結果を整理し、可能な限り利用頻度や活動時間などの把握に努めます。</p>
26	<p>■26. コウモリ類の音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</p>	<p>自動録音調査と捕獲調査日が重なる場合は、録音データは使用しないよう留意いたします。</p>
27	<p>■27. コウモリ類の捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<p>ご指摘を踏まえ、調査時期、調査方法、計測方法、扱い方等に十分に留意し、専門家の指導を受けて捕獲調査を実施いたします。</p>
28	<p>■28. バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>現時点では、マイクの設置方向は水平を予定しています。探知距離については確認の上準備書において記載いたします。</p>
29	<p>■29. 重要種以外のコウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>方法書 P. 6-38～6-46 に記載しました通り、重要種以外のコウモリについても現地調査を行い、現地のコウモリ類の生息状況の把握に努めてまいります。その結果に基づいて、予測及び評価を行い、専門家の意見を取り入れながら適切な保全措置を検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

30	<p>■30. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、環境影響評価法改正主務省令第十九条に示される選定の指針等に基づき検討し、専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされず。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要に応じ環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>
31	<p>■31. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>事後調査については、①予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合、②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、③工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、④代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合、と 4 つに該当する場合に調査を行うものと発電所アセス省令に定められています。これらに該当すると考えられる場合には、事後調査の実施を検討します。</p>
32	<p>■32. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見書は要約せず、全文公開しています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

日刊新聞紙における公告
南日本新聞(令和元年6月12日 朝刊 7面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画「環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社ユースエナジーホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 稲角 秀幸
所在地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
ヒューリック神谷町ビル7階

二、対象事業の名称 (仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画
種類 風力発電所設置事業(リブレース)
規模 発電設備出力20,800kW
三、対象事業実施区域 鹿児島県鹿屋市、垂水市、霧島市
四、縦覧の場所 鹿児島県庁・環境林務部環境林務課
鹿屋市役所本庁一階ロビー、
鹿屋市役所輝北総合支所一階応接室
垂水市役所牛根支所ロビー
霧島市役所本庁本館四階情報公開コーナー、霧島市役所福山総合支所ロビー

期間 2019年6月12日(水)～7月11日(木)
時間 土・日・祝日を除く開庁時に準じます

五、意見書の提出方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、2019年7月25日(木)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

六、説明会の場所・日時
垂水市・牛根地区公民館(垂水市二川553-1)
6月23日(日)午前10時～正午
霧島市・西牧之原地区公民館(霧島市福山町福山4713-2)
6月23日(日)午後三時～午後五時
鹿屋市・輝北総合支所2階大会議室A
(鹿屋市輝北町上百引391-4)
6月24日(月)午後七時～午後九時

七、お問合わせ先(意見書の提出先) 〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
株式会社ユースエナジーホールディングス
電話 03-5404-5337(担当 瀬野、内谷)
問合わせ時間 午前九時十五分から正午、
午後一時から午後五時三十分(土・日・祝日を除く)

鹿屋市 広報誌による「お知らせ」
(6月13日発行 「広報かのや【お知らせ版】」)

知って役立つ 情報掲示板

お知らせ 風力発電事業計画の環境影響評価
について情報公開します

輝北地域で風力発電を行っている輝北ウィンドファームの設備更新計画に関する「環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を実施します。

●方法書の縦覧

- 期間＝7月11日(木)まで
- 場所＝市役所1階ロビー、輝北総合支所1階応接室

●説明会

- 日時＝6月24日(月) 19:00～21:00
- 場所＝輝北総合支所2階大会議室A



☎株式会社ユーラスエナジーホールディングス
Tel.03-5404-5337

お知らせ 「経済センサス-基礎調査」を
実施しています

6月から国の重要な基幹統計調査である「経済センサス-基礎調査」を実施しています。

対象となるのは市内すべての事業所及び企業です。調査員が外観等から事業所の活動状態などを確認し、新たに把握した事業所には調査票を配布します。

調査へのご理解とご協力をお願いします。



☎市情報行政課 Tel.0994-31-1135

お知らせ 自衛隊入隊制度説明会を
開催します

- 日時 7月7日(日) ①10:00～11:00
②13:00～14:30

- 8月4日(日) 10:00～11:00
- 8月25日(日) 13:30～14:30

●場所 鹿屋合同庁舎4階会議室(西原4丁目)

- 対象者 18歳～33歳未満の人
(高校卒業見込の人を含む)

●参加料 無料

※個別相談も受付可能

☎自衛隊鹿児島地方協力本部鹿屋地域事務所
Tel.0994-42-4386

お知らせ 道路上の穴ぼこ等を見つけ
たときは連絡してください

市では、歩行者や運転者が安全に道路を通行できるよう、道路の整備だけでなく道路パトロールを行い、随時点検補修を行っています。道路上に穴ぼこ等の損傷を見つけた場合は、市道路建設課(夜間・休日等はTel.0994-43-2111)又は道路緊急ダイヤル(#9910)へ至急連絡してください。

※スマートフォンアプリ「かのやライフ」からも通報可能です。ぜひご活用ください。



▲道路の異常箇所の例(穴ぼこ、蓋板割れ) ▲「かのやライフ」

●土砂の流出防止に協力してください

畑や荒地等の民有地から流出した土砂等で側溝が埋まり、排水機能が損なわれている場所があります。災害防止と生活環境向上のため、土地所有者及び土地管理者は、流出防止の処置や流出した土砂の除去等をお願いします。

●安全な道路環境の維持に努めましょう

山林や個人宅から道路への樹木の張り出し、道路上の看板、プランター等により、歩行者や自動車等の通行に支障をきたす事例が市内でも多発しています。これらが原因で事故が発生した場合、所有者や占有者が責任を問われる場合があります。

土地所有者は樹木の伐採や枝払い、設置物の撤去を行うなど、速やかに対応してください。



☎市道路建設課 Tel.0994-31-1128

講座 令和元年度家畜商講習会

家畜の取引に必要な家畜商免許取得のための講習会

- 日時 7月29日(月)・30日(火) 9:00～17:00

- 場所 県社会福祉センター7階会議室(鹿児島市)

- 定員 70人程度

- 応募 6月21日(金)までに受講申込書に収入証紙(3,300円)、証明写真を添えて県大隅地域振興局農政普及課又は市畜産課に提出

※受講申込書は県大隅地域振興局農政普及課、

市畜産課、市ホームページに有り

※別途テキスト代(3,490円)が必要



☎市畜産課 Tel.0994-31-1118

インターネットによる「お知らせ」 (鹿児島県 ウェブサイト)



[ホーム](#) > [くらし・環境](#) > [環境保全](#) > [環境影響評価](#) > 環境影響評価について

いいね ツイート

更新日: 2019年6月12日

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書縦覧・公表中の事業

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、「(仮称)輝北風力発電事業I更新計画」の環境影響評価方法書を縦覧・公表しています。(令和元年7月11日まで)

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[株式会社ユーラスエナジーホールディングスホームページ \(外部サイトヘリンク\)](#)

環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[PDF](#) [環境影響評価対象事業一覧 \(PDF: 108KB\)](#)

鹿児島県環境影響評価専門委員

環境影響評価に関する技術的事項についての意見を聴くために、鹿児島県環境影響評価専門委員を委嘱しています。

[PDF](#) [鹿児島県環境影響評価専門委員名簿 \(PDF: 20KB\)](#)

インターネットによる「お知らせ」 (鹿屋市 ウェブサイト)

2019/6/12

鹿屋市 (かのや市) | 輝北地域における風力発電事業に関する環境影響評価 (環境アセスメント) の情報公開を行っています

[トップへ](#) | [サイトマップ](#) [検索](#)

輝北地域における風力発電事業に関する環境影響評価(環境アセスメント)の情報公開を行っています

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、輝北地域において計画する風力発電事業(設備更新計画)について、環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」の公表が行われています。

詳細は下記ホームページ(外部サイト)よりご確認ください。

- [\(仮称\)輝北風力発電事業I 更新計画 環境影響評価方法書](#)(外部リンク)

本件に関する問合せ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

公報IR・環境アセスメント部(担当:瀬野)

電話:03-5404-5337

お問合せ

鹿屋市 政策推進課(本庁3階)

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

電話:0994-31-1125 FAX:0994-42-2001

E-mail: seisaku@e-kanoya.net

PDF ファイルは [Adobe® Reader™](#) でご覧いただけます。[Adobe 社のサイトからダウンロード、インストールすることができます。](#)

[トップへ](#) | [サイトマップ](#) | [このサイトの利用について](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [文字拡大・音声ツール](#) | [リンク集](#)

インターネットによる「お知らせ」 (垂水市 ウェブサイト)

鹿児島県垂水市／輝北風力発電事業I更新計画「環境影響評価方法書」縦覧中



鹿児島県垂水市 公式ウェブサイト

文字サイズ・色合いの変更 | 音声読み上げ | Foreign language

思い切ってサイト内を検索する
Googleカスタム検索

◆ トップ ◆ 暮らしの情報 ◆ 市政の動き ◆ 恋するTarumizu

トップ > 暮らしの情報 > まちづくり・環境・交通 > 環境・エネルギー > 新エネルギー > 輝北風力発電事業I更新計画「環境影響評価方法書」縦覧中

- 新エネルギー
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度
 - 輝北風力発電事業I更新計画「環境影響評価方法書」縦覧中

ツイート 更新日：2019年6月12日

輝北風力発電事業I更新計画「環境影響評価方法書」縦覧中

詳細については、以下のURLよりご確認ください。

WEB縦覧期間

- 令和元年6月12日（水曜日）～令和元年7月11日（木曜日）

URL

- <http://eeh-development.com/kihoku-koshin/> (別ウインドウが開きます)

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？
 1: 役に立った 2: ぶつう 3: 役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？
 1: 見つけやすかった 2: ぶつう 3: 見つけにくかった

ページの先頭へ戻る

サイトマップ > 垂水市公式WEBサイトについて > プライバシーポリシー・免責事項・著作権・リンク > ウェブアクセシビリティ方針

垂水市役所 > お問い合わせフォーム
〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地
電話：0994-32-1111(代表) ファクス：0994-32-6625

Copyright © City of TARUMIZU All Rights Reserved.

インターネットによる「お知らせ」 (霧島市 ウェブサイト) (1/2)

鹿児島県霧島市 | 環境影響評価



[文字サイズ・色合い変更](#)
[音声読み上げ](#)
[English](#)
[中文\(繁体字\)](#)
[中文\(简体字\)](#)
[한국어](#)

[検索の仕方](#)

ホーム

くらし

子育て
健康・福祉消防・救急
防災教育・文化
スポーツまちづくり
産業・企業誘致

市政情報

[ホーム](#) > [くらし](#) > [環境](#) > 環境影響評価

環境

- 環境影響評価
- 環境に関する条例・計画
- 地球温暖化対策・省エネルギー
- 再生可能エネルギー
- 生物多様性
- 霧島市10万本植林プロジェクト
- 水管保全・騒音・振動・悪臭規制・大気
- 外来生物
- 環境美化
- 環境学習
- 条例で定める禁止行為等

便利ナビ



くらしの相談



ごみ分別辞典



救急診療



ふるさと納税



よくある質問



施設一覧

子育て情報



移住定住情報



観光情報



イベントカレンダー

更新日：2019年5月30日

環境影響評価

環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らの実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

市内で環境影響評価図書縦覧中の事業

現在、霧島市において環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業は下記のとおりです。

1. (仮称) 輝北風力発電事業I(更新計画) 環境影響評価方法書

市内での縦覧場所

1. 国分シビックセンター(霧島市役所) 行政棟2階環境衛生課前、霧島市役所福山総合支所ロビー

縦覧期間

1. 令和元年6月12日(水曜日)～令和元年7月11日(木曜日)

インターネットによるWEB縦覧

1. 下記のURLから、事業者が開設するサイトで環境影響評価図書をウェブ縦覧できます。

(環境影響評価図書ウェブサイト)

<http://eeh-development.com/kihoku-koshin/> (外部サイトヘリンク)

お問い合わせ

市民環境部環境衛生課環境保全グループ
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央3-45-1
電話番号：0995-64-0950

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

1: 役に立った 2: ふつう 3: 役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

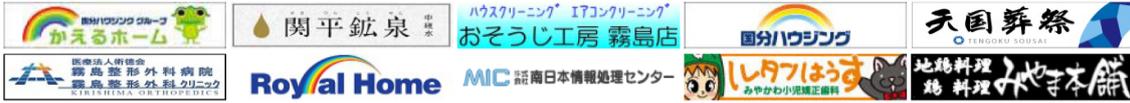
1: 見つけやすかった 2: ふつう 3: 見つけにくかった

ページの
先頭へ戻る

インターネットによる「お知らせ」
 (霧島市 ウェブサイト) (2/2)

鹿児島県霧島市 | 環境影響評価

[広告について](#)



[サイトマップ](#) / [お問い合わせ](#) / [このサイトについて](#) / [個人情報の取り扱い](#) / [著作権・リンクについて](#) / [ウェブアクセシビリティ方針](#) / [リンク集](#)



霧島市役所 〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号 電話：0995-45-5111 ファクス：0995-47-2522
 開庁時間：午前8時15分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び12月29日～1月3日は除く）
 施設・部署によっては異なる場合があります。
 法人番号：8000020462187 ([法人番号について](#))

Copyright © Kirishima City. All Rights Reserved.

インターネットによる「お知らせ」

((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト) (1/2)

(仮称) 輝北風力発電事業 I 更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出について

令和元年6月12日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、令和元年6月12日付で、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 輝北風力発電事業 I 更新計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を経済産業大臣に送付するとともに、鹿児島県知事、鹿屋市長、垂水市長、霧島市長に送付しました。送付した方法書につきましては、以下の場所において環境影響評価法に基づいた縦覧の実施をいたします。

縦覧について

縦覧の場所：	鹿児島県庁：環境林務部環境林務課 鹿屋市：鹿屋市役所本庁一階ロビー、鹿屋市役所輝北総合支所一階応接室 垂水市：垂水市役所牛根支所ロビー 霧島市：霧島市役所本庁本館四階情報公開コーナー、霧島市役所福山総合支所ロビー
縦覧期間：	令和元年6月12日(水) から令和元年7月11日(木) まで
縦覧時間：	土、日、祝日を除く開館・開庁時間に準じます。
電子縦覧	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/kihoku-koshin/pdf_3.html

意見書の提出について

提出方法：	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間：	令和元年6月12日(水) から令和元年7月25日(木) まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	<u>意見書様式：(仮称) 輝北風力発電事業 I 更新計画 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について</u>

説明会の場所・日時

区分	場所	日時
----	----	----

インターネットによる「お知らせ」
((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト) (2/2)

鹿屋市	輝北総合支所2階大会議室A (鹿屋市輝北町上百引 3914)	6月24日(月)19:00~21:00
霧島市	西牧之原地区公民館 (霧島市福山町福山4713- 2)	6月23日(日)15:00~17:00
垂水市	牛根地区公民館 (垂水市二川553-1)	6月23日(日)10:00~12:00

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 広報IR・環境アセスメント部
担当：瀬野、内谷
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話番号：03-5404-5337
お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9:15~12:00、13:00~17:30

